

福津市共働推進会議規則

平成21年9月15日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、福津市附属機関設置条例(平成17年福津市条例第16号)第3条の規定に基づき、福津市共働推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 共働のあり方や方向性を示す指針に関する事項
- (2) 共働の推進に向けた具体的施策に関する事項
- (3) 市長の諮問に応じた事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、市長が委嘱する10人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。

- 2 推進会議の委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進会議の委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき、又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、その選出は、委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び意見の聴取)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第6条 推進会議に専門の事項を調査審議するため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、推進会議の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その選出は部会の委員の互選による。

- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部地域コミュニティ課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年9月15日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この規則の施行後最初に開く推進会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成23年4月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第41号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月10日規則第10号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月14日規則第40号)

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日規則第12号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。